

(様式第1号)

平成29年度 第1回 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

日 時	平成29年8月24日 木曜日 午後1時30分～午後3時30分
場 所	芦屋市役所東館3階中会議室
出席者	会 長 木下 隆志 副 会 長 森川 太一郎 委 員 廣 克哉 遠藤 哲也 稲岡 由美子 北尾 文孝 杉田 俱子 木村 嘉孝 朝倉 己作 齊藤 登 山中 厚子 園田 伊都子 尾崎 郁子 脇 朋美 川辺 麻起子 三芳 学 寺本 慎児 欠席委員 長澤 豊 福本 敏之 北野 章 事 務 局 障害福祉課 本間 慶一 川口 弥良 長谷 啓弘 吉川 里香 辻野 亮太 地域福祉課 細井 洋海
事 務 局	障害福祉課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

(1)開会

開始時点で20人中17人の委員の出席により成立

(2)会長挨拶

(3)委員及び事務局の紹介

(4)議事

- ①「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」について
- ②障害者差別解消法施行に伴う各機関での取組み状況について
- ③市の取組みについて
- ④合理的配慮の推進について
- ⑤その他

(5)閉会

2 提出資料

資料1 平成29年度芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿

資料2 障害者権利条約の完全実施を求める宣言

資料3 障がいを理由とする差別の解消の推進に係るプロジェクト・チーム活動報告

3 審議経過

(1)「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」について

森川委員より「障害者権利条約の完全実施を求める宣言について」説明

(森川委員)

日本弁護士連合会の宣言になり、抽象的かつ難しい話で大変恐縮ですが、これからの差別解消の問題を考える上で何らかの参考になれば幸いです。

(木下会長)

ありがとうございます。何かご質問やご意見はありますか。

(朝倉委員)

政府にこういったことが問題であるという提言をされたということで理解してよろしいですか。

(森川委員)

その点のはっきりしないですが、恐らく出していると思います。

(朝倉委員)

疑問に思うのが、今ご説明していただいた提案に対して政府はどう考えているのかということ。どのように考えているのかを理解したうえで、次に我々がどうするかを考えるためにも知りたいです。

市ではそのようなことを把握しているのでしょうか。または、国から県に何か通知があるのでしょうか。

(寺本委員)

通知はきておりません。はっきりしているのは、3年後に見直すということだけです。

(木下会長)

遠藤委員はいかがですか。

(遠藤委員)

身近なところでいえば、福祉的就労によって得られる収入が、1日働いても数百円であるという現状は世の中に知られていません。また、女性に対する複合差別の部分などは、女性の中でも視野に入らないこともあり、障がいのある人を取り巻く様々な現状の問題が社会の中でまだまだ共有されていないと思います。また、教育問題でいえば、理念はインクルーシブの方向に向かっているのに対し、学校現場では、支援学級等の分離教育に向かっており、その背景には、保護者もそれを望んでいることもあると思います。このような実態と理念の乖離を改めて感じました。

(木下会長)

ありがとうございます。

(2) 障害者差別解消法施行に伴う各機関での取組み状況について

(木下会長)

各機関における取組み状況のご報告をお願いします。

(稲岡委員)

健康福祉事務所の立場としては、県の機関を対象とした研修会がありましたが、実際は対象者の方に接していく普段の通常業務の中で、法を遵守して気を付けるようにしているということくらいしかありません。

(木下会長)

県から、芦屋市が作成したような対応ガイドラインが各セクションに配布されるといったことはありますか。

(稲岡委員)

恐らくしていると思います。

(木下会長)

分かりました。

(尾崎委員)

ハローワークです。私ども行政機関の1つとしてということであれば、先ほど木下会長が言われましたように、対応要領が作成されていますので、職員に対する研修の機会を捉えて、理解を深め、対応要領に基づいた対応を行っています。業務では、障害者雇用促進法の関係があり、事業主に対し、合理的配慮の提供に関するリーフレットの配布、採用時の禁止事項を周知しています。職業相談では、障がいのある人の就労に係る事業主との話し合いや、雇用後の定着支援に関する相談の中で、配慮の提案等をしています。

また、ハローワークで働いている障がいのある人へは、仕事の内容を説明する際に、障がいの特性に応じて、どのようにしていったら良いかや、仕事の進捗について、日々目や気を配りつつ、やり方も考えながら進めており、振り返り等行っています。

(川辺委員)

障がい者就労支援事業です。障害者差別解消法が施行される前からやっていることですが、事例としては、清掃業務に従事している知的障がいのある人に対し、指導員がスケジュールを色ペンでホワイトボードに書かれるのですが、少し見えにくいという相談がありました。その後、色覚異常があることが分ったため、職場に情報をつなぎ、見えやすいように色の配慮をしてもらったという例があります。また、発達障がいがあり、聴覚過敏があるため、周りの音や声が気になるという人に対しては、気になる際は耳栓の使用を許可してもらい、働きやすい環境をつくることができたという例があります。他にも、就労継続支援A型事業所において、発達障がいがあり、周りの話し声が気になって不安が強まるということ、職場に事前に伝えていたことで、工作中、事業所内に声の大きい人がいる際は、部屋を移動し、静かな環境で作業できるように配慮していただくことができました。

業務の中で取り組んでいることは、事業者当事者の障がい理解をしてもらうために、得意・苦手なことを、本人の同意の下に事業者伝えていきます。当事者にどのような障がいがあり、どのような配慮が必要なのかを自分から説明できるようにサポートしています。

就労に向けた相談では、今までの失敗体験を聞くことがありますが、デリケートなことを聞く場合は、あらかじめ、話せる範囲で話してもらえるように、無理をして答えなくていいということを伝えるようにしています。

(協委員)

権利擁護支援センターでは、障害者差別解消法の施行以前から、市民に対する権利擁護の啓発として、毎年、権利擁護支援者養成研修を実施しています。受講生には、視覚障がいのある人、精神障がいのある人もいらっしゃいました。視覚障がいのある人が受講された際には、席の位置、ICレコーダーの使用について配慮を行いました。受講修了後は、いずれの障がいのある人も、支援者として人材バンクに登録していただき、介護相談員として活動していただいています。このような配慮は今後もしていこうと思っています。また、権利擁護支援者養成研修の最終日には、受講者以外の市民、関係者向けに権利擁護フォーラムを実施しており、今年度は、障害者差別解消法をテーマに実施する予定にしています。

お手元に配布しています「いつまでも自分らしく」というパンフレットは昨年度作成したものです。一昨年度には、支援者や家族向けの成年後見制度に関するパンフレットを作成しましたが、障がいのある当事者に成年後見制度を理解していただき、自分で選んでいくことが大切であることから、障がいのある人に分かりやすく制度を理解してもらいたいという思いで作成しました。今後の活用の仕方についての課題はありますが、委員の皆さんにもご一読いただければと思います。

(三芳委員)

障がい者基幹相談支援センターでは、昨年度、自立支援協議会の専門部会で、障がい理解に関する啓発冊子を作成し、作成した啓発冊子を小学校の福祉教育に活用していただけるように働きかけています。また、今年2月には、障害者差別解消法を通して当事者が主役の取り組みを考えることをテーマに講演会を実施しました。

先ほど協委員から権利擁護支援者養成研修の話がありましたが、今年度の権利擁護支援者養成研修には、当事者の声を聴く機会を設けるために、精神障がいのある当事者を講師とした講義を設定しております。他にも、精神障がいのある人の精神科病院への長期入院に関しても、障害福祉課、健康福祉事務所と協力して取り組んでいます。

(北尾委員)

学校教育の現場では、合理的配慮については、障害者差別解消法の施行前から、管理職の研修も含め、各学校で進めてまいりました。実際の学校現場ではインクルーシブ教育を進めてきていますので、大きく変更することはありませんが、子どもに合った教材の開発や行事への参加の仕方には工夫が必要だと思っています。また、支援を必要とする場合には、学校と特別支援教育センター等の専門員が必要な支援を考え、そこに保護者や外部機関も一緒に入った、カンファレンスを開いて、対応を考えていく機会は増えてきている実

感を持っています。

(寺本委員)

市では、職員対応ガイドラインを作成するとともに、職員を対象とした障がいによる差別の解消に向けた研修会を実施しました。また、今年度4月には「芦屋市心がつながる手話言語条例」を制定し、職員も手話ができるように勉強していくという流れも作られてきました。同時に窓口職場を対象に「読み書き情報支援員養成講習会」を実施し、代読、代筆ができる職員の育成に努めています。これらの研修等は始まったところですが、職員対応ガイドラインの作成時には、市内の10部26課の職員が集まり、市内の横の連携により作成したことで、差別解消に向けた共有ができましたので、今後も法律の趣旨を理解し、市役所の各部署で共有しながら、取り組みを進めてまいります。

これらの取り組みの基本となっている、障害者差別解消法の意義は非常に大きいものであると認識しています。

(園田委員)

社会福祉協議会です。障害者差別解消法の施行に伴ってという部分では特に行っていないのですが、社会福祉協議会ボランティア活動センターによる公立小中学校への福祉学習で自立支援協議会の専門部会で作成された啓発冊子を活用できればと考えています。また、市民向けのイベント時には手話通訳と要約筆記を設置しています。

他にも、全戸配布の「社協だより」で音訳、点訳についての記事を掲載することで、利用される当事者も増えています。

(山中委員)

民生児童委員は、高齢者や子どもの見守りが多く、障がいのある人と触れ合う機会は非常に少なく、緊急・災害時要援護者台帳を通して地域の中の対象者を把握している現状です。

障害者差別解消法も、民生児童委員協議会の中ではまだまだ十分に取り組みがなされていないように思いますが、民生委員の活動の中の障がい者部会では、施設訪問、障がいを理解するための研修会などを実施しており、勉強を重ねながら、少しでも障がいのある人と接する機会を増やして、一緒に地域で安心して暮らしていけるように務めていきたいと思えます。

(齊藤委員)

私は福祉サービスを受ける側と提供する側という立場が違う中で、この障害者差別解消法が施行されたことは非常に心強く思っています。法律が施行されたからといって完璧に実施できることはありません。サービスを提供する側は、予算や人的な制限があり、なかなかできないとか、少しずつ漸進的に取り組むというのが実態だと思います。法律に理念や理想があることが重要であり、その内容は、サービスを受ける側の思いであることを知って頂きたいです。

私ども家族会の取り組みでは、これまで要望していた障害者医療費の助成対象者に精神障害者保健福祉手帳の2級も含まれ、7月1日から実施されたことは、非常に喜んでおります。

市役所内の10部を集めて取り組まれたことは、芦屋らしい取り組みでよかったと思います。私は、月1回法人の運営推進会議に出席しますが、例えば、名刺の作成依頼が増えた場合などには、「こんな取り組みがあったよ」と職員に伝え、職員から当事者へ伝えられ自信につながっています。

(朝倉委員)

私も障がいのある子の父親として、障がいのある人のことを知ってもらいたいということが一番です。

それ以外では、行政等での役務の提供で障がいのある人の作業が広がることは嬉しく思っております。市に対する要望としては職員採用試験における欠格条項の撤廃です。受験したとしても、合格する可能性はないかもしれませんが、差別だと思えます。明石市が条例改正したように、条例改正をして対応されるように求めます。市の障がい者雇用についても、身体障がいに限らず、知的や精神障がいのチャレンジド雇用からの継続も含めて差別をなくしてほしいと思えます。

(木村委員)

各機関から合理的配慮を念頭に、対策を講じていただいているということを知り、大変心強く思っております。しかし、我々の立場からすると、差別を受けている本人の困りごとや問題を取り上げてもらって、どのように合理的配慮をしていくかを考えてもらうことのほうが非常に重要だと思えます。そのように考えると、これまで、「制度ではできない」と言われ続けてきたことで、言っても無駄だと思っていることが多い障がいのある人自身が、希望する合理的配慮や、差別を受けているということを訴え、アピールしていくことを理解していただくために、どのように伝えていくことができるのかが悩ましく、非常に大きな問題だと思っております。そういう意味では、様々な相談を受けている相談支援専門員等からも合理的配慮や困っていることを発信して良いということ伝えてほしいとも思えます。

(杉田委員)

芦屋市身体障害者福祉協会は当事者の団体として、障がいのある人がこの町に存在していることをなるべく沢山の人が知ってもらうための手立てを少しずつ講じていると思っております。例えば、今年の7月に聴覚障がいのある人が災害発生時に使用するバンダナを市が作成した際には、我々の会と市と一緒に「耳が聞こえない」というバッジを作成し、市内の聴覚障がいのある人全員に配布していただくことができました。手話に関しては、年を取ってから覚えることは本当に難しいので、子どもの頃に手話を覚えられると良いと思えます。

視覚障がいに関しては、全国版の「ホーム転落をなくす会」のチラシに、市内には弱視等を含む視覚に障がいのある人が200名ほどいらっしゃることや、信号が変わったら教えてほしいこと等いくつかのメッセージを入れて作成しました。15,000枚のチラシのうち、7000枚程を配ることができ、先日は、県立芦屋高校の生徒さんたちに配布のお手伝いをいただき、市内4つの駅で配布しました。配布数は多くはありませんでしたが、若い人たちからお手伝いの申し出があったことは、本当に嬉しくて、ありがたいと思います。他にも、視覚障がいのある人の救急救命セミナーを開催し、勉強もしています。

障がいがある人でもできることがあることを知っていただきたいと思います。

当事者は、こんなことは困る、これは助けて欲しいということをもっと知らせる手立てをなるべく考えようとは思っています。

また先程、山中委員から障がいのある人と接する機会が少ないとのお話がありましたが、いつでも出前の講座をいたしますのでお声かけください。

(遠藤委員)

私自身は、人権擁護委員として、障がいに関する相談は受けたことがなく、全体的には少ない印象をもっています。これまでの報告を聞きながら、思っていることがあっても外部に発信できない当事者や家族がいらっしゃるということが分かりました。また人権擁護委員のあり方自体も根本的に問われていると思います

私は、新聞記者でもあり、本日も参考資料として相模原の事件に関する新聞記事を2つ持参してきました。この事件は、最大の差別事件だと思いますし、また、地域から離れた大規模入所施設が事件現場であることについて、社会が入所していた人たちを捨てていたのではないかというふうにも言われており、社会自体がこの事件をどう考えているのかを考えていただきたいという思いを込めて記事を書きました。もう一つは、事件の背景にあるとされている、優生思想の研究者等各専門分野の識者のインタビュー記事です。

このように、メディアとして報じていても一般社会にどこまで伝わっているのか、啓発と同様に、関心のある人には伝わっても、関心の無い人には伝わらないため、芦屋市の中でも、この事件に向き合っていくことが1つの大きな差別をなくしていくことの道筋になるのではないかなと考えています。

(廣委員)

私たちの機関は人権擁護機関になりますので、人権啓発活動と人権の相談、人権侵害事件の調査、申告が会った時の調査、救済というものが主な活動になっています。そのうち人権相談については、不当な差別や、職場、学校のいじめ、相隣間のトラブル、インターネットの誹謗中傷が主になります。人権相談業務の中で障がいのある人から電話等がありましたら、相談内容が人権侵害に当たるのか当たらないのか、仮に該当する場合で、相談者が相手側に人権侵害であることを申告される際には、調査や聴き取りを行い、改善を指導していくことを行っています。強制力はありませんので、指導、啓発にとどまります。

また、高齢者と障がいのある人に関する相談として、9月に全国一斉高齢者・障がい者の人権安心相談強化週間を設け、電話相談を実施しています。今年度は、9月4日から9月10日までの7日間、大阪法務局本局で相談を行います。

私どもも障害者差別解消法が施行され、差別、合理的配慮等について、明確に把握できていないところもあると思っています。相談を受ける側にとっても判断基準が難しく、周りと相談しながら適切なアドバイスができるように進めていきたいと思っています。

(3) 市の取組みについて

事務局より「市の取組みについて」説明

(4) 合理的配慮の推進について

(木下会長)

本日は、グループで話し合いをしていただき、所属機関やご自身の取り組みや目標等を記載していただくものを用意していましたが、グループワークを実施する時間がないため、各機関に持ち帰り、話し合いをしていただいて、まとめたものを、事務局に提出していただき、事務局でまとめたものを、次回の協議会の際に発表していただくという方法をとらせていただきたいと思います。

(5) その他について

(事務局)

本協議会の開催は、年2回予定をしており、次回は来年の1月頃の実施を予定しています。詳細が決まりましたら案内をいたしますので、よろしくお願いいたします。

(木下会長)

これで第1回の芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会を終了します。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

閉会